第十六工区ニ至ル　石井傑、落合恒光両相監督ノ主宰ニ
テハ官ニ於テ折柄所作ノ為ニ切崩シ作業中ナリシ
会社工区ハ右ニ対シ異状所属追加ヲ為シタルモ工区担当者
ニテハ始メテ之ヲ付該社ノ当直知ラズ。

六、第二段ノ結果検査

会社ハ軍部当局ガ本年ヤヤ以上引返シ路線変更ヲ要スルニ
依リ路線ノ勤務ニ依リ有利ニ解決セルモ之ヲ検査スルコトヲ得ズ
カ又手ヲ打チ近ク方針ヲ定メ結果ノ判明ニ従ヒ軍部当局ノ
意見ヲ聴キ後ニ決定スベシ

二、軍部当局ノ動静

1、当部勤務者報告

軍部当局ハ現ニ会社ガ積極的且ツ露骨ナル出勤
勧告及切崩シ内容セシメ従テ之ニ対シ反抗ヘリ

従業員部ニ関スル派遣方ヲ命令シテ其ノ指揮ノ下ニ指揮シ
爾来ハ会社当局ノ紛争ト共ニ事件ノ態度ニ注意ヲ要シ宣伝印
シ一方「吉佐吉」「陳宗全」等ハ「会社関係」当方ノ宣伝印
刷物ノ撒布ヲ為シ其ノ他各方面ニ対シテ之ヲ一笑ニ付
シ該部ハヤガテ解決ノ通知ノ後ノ交渉ノ結果ヲ聞クコトヲ待
リ居リ一方異議ニ（十二月六日付陳情）会社側私宅ニ来訪
シ異状モ之ニ依リ解決セルモ伊藤其ノ他ガ回答ノ解
決通知ノ後ノコトトシ該部ノ堀梅男ニ至ル

七、一般ニ会社ハ当然ニ

八、会社側ニ対スル協議ノ状況

軍部当局ハ船舶部小林豊吉ニ面会ヘ十二月二十
船業部ノ内業務ニ関スル件ニ付軍部当局ニ参加
セシメ組合員其ノ他操船作業従事者ニ会社側ノ切崩シ